

3 計画の位置づけ

本計画は、今後10年間の富士市の行政の方向を定める基本的な計画である、「第五次富士市総合計画（平成23年度～32年度）」を上位計画とする個別計画として位置づけるとともに、行政経営全般にわたり変革を進める計画である、「第2次富士市行政経営プラン（平成22年度～26年度）」の基本方針を軸に、地域コミュニティと行政との関わり方、協働のあり方について、基本的な指針と具体的な方策を示します。

また、その他の各種個別計画に示された地域コミュニティが担う役割や、各種地区団体、推進委員等の位置づけについても、整合がとれるよう配慮しています。

6 基本指針の内容

地域コミュニティをめぐる動きと、本市のまちづくり活動の現状と課題を踏まえて、さらなる活性化を目指し、本計画の基本指針を、

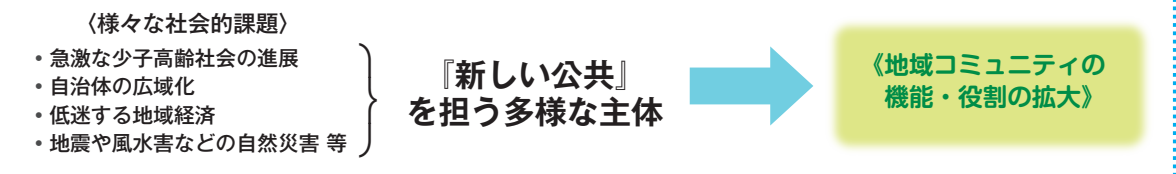
『地域の力こぶ増進計画』

社会情勢の変化に柔軟に対応できる、
足腰の強い、将来にわたって持続可能な、地域コミュニティづくり

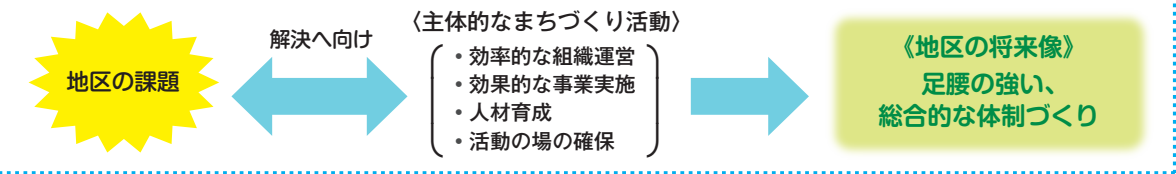
1 『地域の力こぶ増進計画』（富士市まちづくり活動推進計画の愛称）
 ・本計画を広く市民に周知し、計画を推進していくことで、地区のまちづくり活動の活性化や、地域力の向上に繋がることを期待します。



2 『社会情勢の変化に柔軟に対応できる』
 ・社会的な課題の多様化に対応していくため、「新しい公共」の概念が提起され、新たな担い手として地域コミュニティに求められる機能・役割も変化してきています。



3 『足腰の強い』
 ・地区の課題解決に向け、地区住民が自らの課題として捉えて、主体的なまちづくり活動を進めることができる、足腰の強い、総合的な体制づくりが求められています。



4 『将来にわたって持続可能な』
 ・将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できる、足腰の強い地域コミュニティづくりの促進を図るため、組織の制度的位置づけを明確にします。
 この組織体制が地区に導入される際には、これまで本市のまちづくり活動を担ってきた多くの地区団体に配慮し、丁寧な説明を行い、理解を得ながら段階的に進めていきます。このため、地区の将来像となる、地区住民主体の足腰の強い地域コミュニティの実現には、息の長い持続的な取組が必要となってきます。

4 現状と課題

本市におけるまちづくり活動は自主性が高く、各地区において幅広い分野で活発な取組が展開されている現状にありますが、一方で「役員のなり手などの人材不足」、「まちづくり活動のマンネリ感・やらされ感」、「役員の地区団体運営への戸惑い」などの様々な課題が指摘されてきています。



地域の

力こぶ 増進計画

—富士市まちづくり活動推進計画—

〈概要版〉

平成24年3月

富士市

【発行】 富士市
 【編集】 富士市役所 市民部 まちづくり課
 〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
 電話 0545-55-2887 FAX 0545-53-6663
 HP <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

1 計画策定の背景

現在、少子高齢化の進行や、ライフスタイルの多様化、自治体の広域化や地方分権の推進などの様々な要因により、全国的に地域コミュニティの弱体化が危惧されている一方で、「新しい公共の担い手」として福祉、防災、環境等様々な分野で地域コミュニティが果たしていくべき役割が見直されています。

また、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、行政による支援の手が行き届かない中で、日頃からの地域住民同士の繋がりが大きな力を発揮しており、東海地震の発生が危惧されている本市においても、災害発生時における地域コミュニティの役割の重要性が再認識されているところです。

5 計画のすすめ方

本計画で取組んでいく、地域コミュニティのあり方については、これまで地域の皆さんが独自に取組んできた長い歴史と経緯があり、そのさらなる活性化に向けた新しい施策を推進し、定着させるためには、地域の皆さんと行政が地域コミュニティのあるべき姿を共有し、息の長い取組が必要となります。

本計画では、本市の将来的な地域コミュニティのあるべき姿を、計画の基本指針として掲げ、これを実現するための具体的な方策について提示した上で、各事業の推進期間を、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、取組内容を工程表として示します。

計画期間終了時には、各事業の進捗状況と各地区のまちづくり活動の状況について評価し、社会情勢の変化や、住民ニーズを考慮して、それ以降の取組について再検討します。

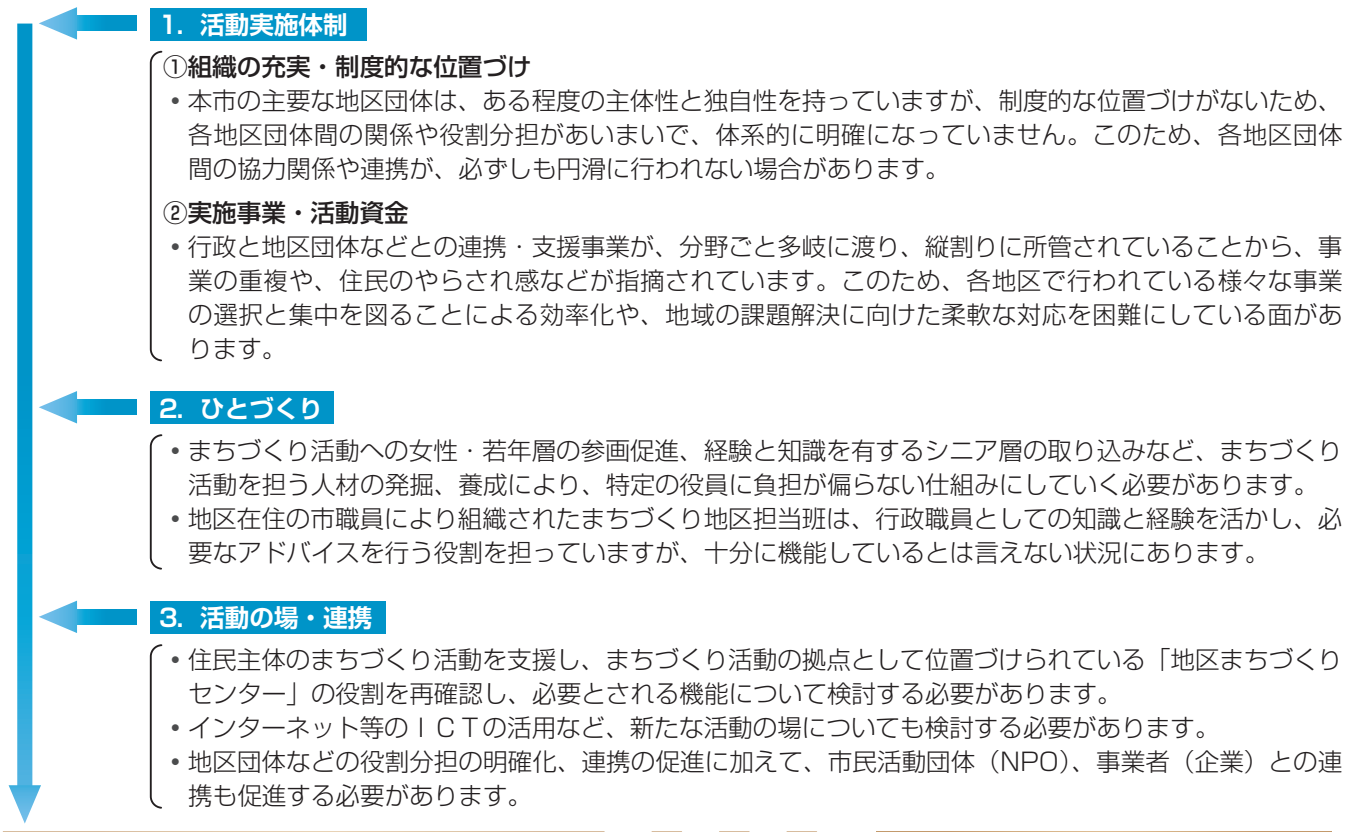
2 計画策定の目的

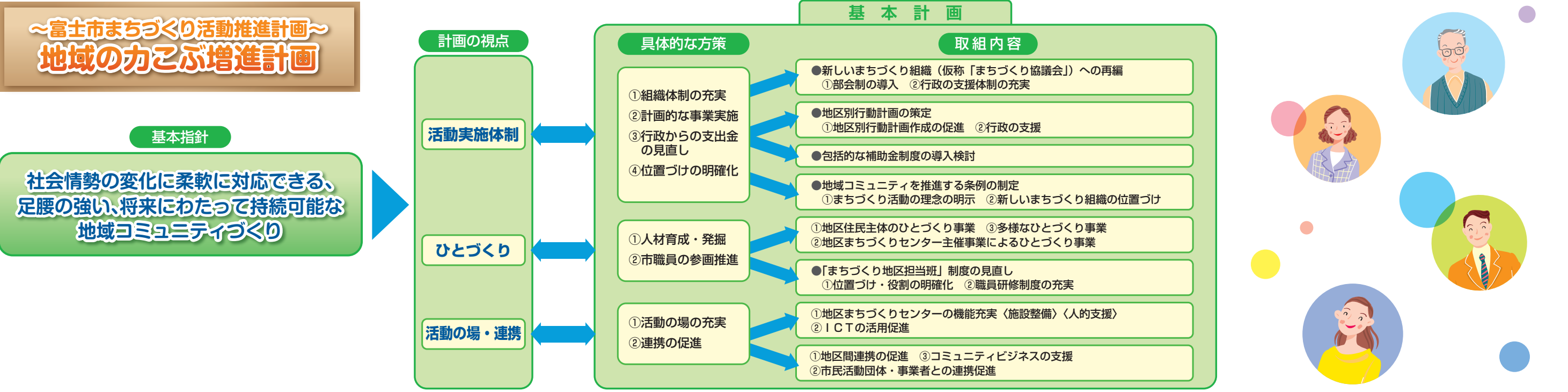
本市におけるまちづくり活動の様々な現状と課題を整理し、さらなる活動の活性化を図るため、「富士市まちづくり活動推進計画」を策定します。

この計画では、本市で日常的に行われている、概ね小学校区を基本にした「地区」を単位としたまちづくり活動を対象として、その活動のさらなる活性化に向けた方策について検討します。

7 計画の視点

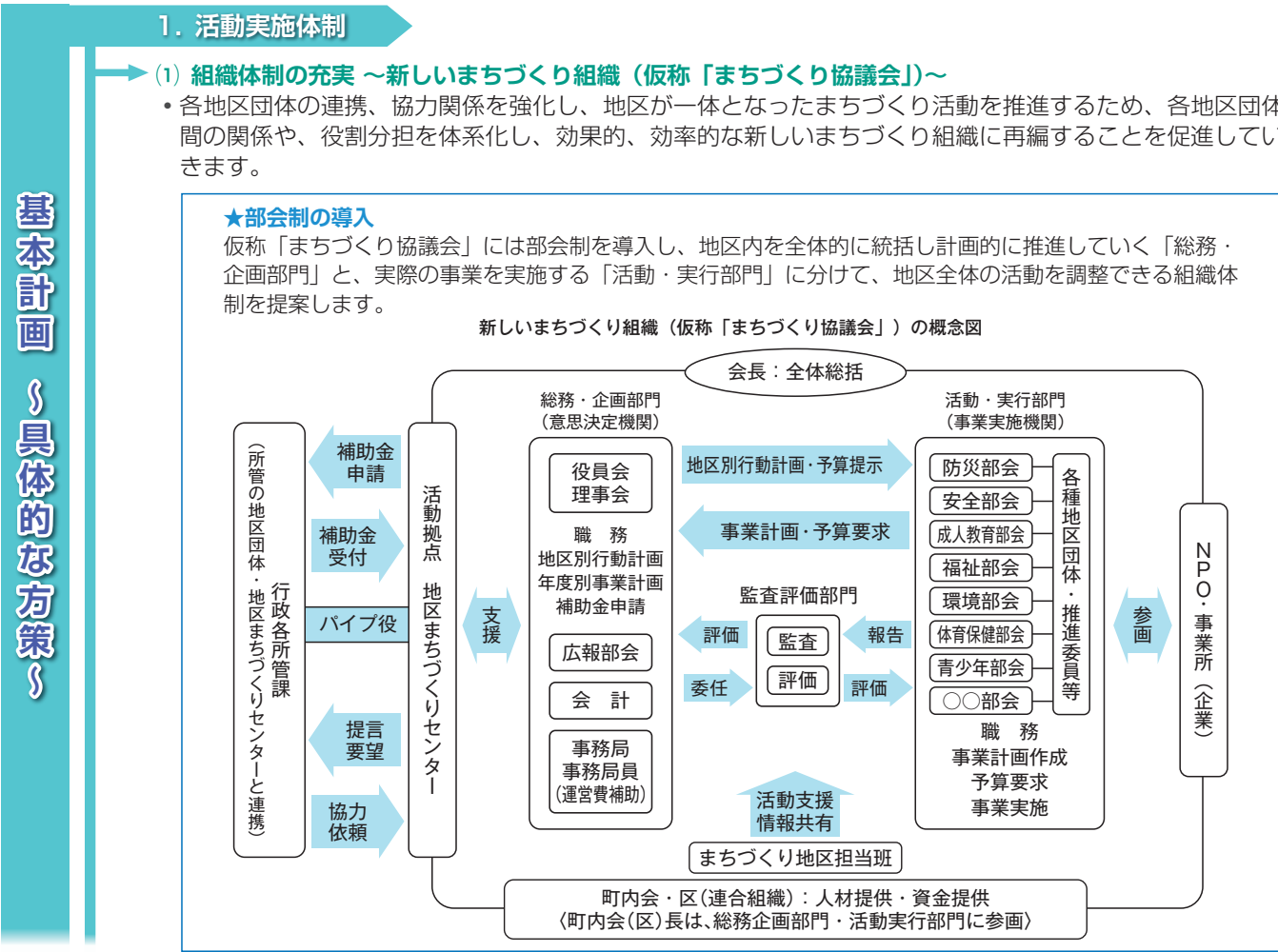
本市のまちづくり活動の課題を解消し、更なる活性化を図っていくための方策を展開するため、まちづくり活動の現状や、世論調査から伺える市民意識、市民ワークショップでの意見を踏まえて、「活動実施体制」、「ひとづくり」、「活動の場・連携」の3つの視点で整理します。





9 基本計画 - 具体的な方策 -

基本計画では、基本指針を実現していくために、計画の視点で示した3つの視点に基づき、地域の課題解決に向けた具体的な方策について示していきます。



- 基本計画** ~ 具体的な方策 ~
- (2) 計画的な事業実施 ~ 地区別行動計画の策定 ~
 - 地区の将来を見据えて、地区が主体となって、地域課題の発掘を行い、課題解決に向けた事業を計画的に進めていくために、第五次富士市総合計画で示された、「地区住民が描くまちづくりの構想」をもとに、「地区別行動計画」の作成を促進します。
 - (3) 行政からの支出金の見直し ~ 包括的な補助金制度 ~
 - 新しいまちづくり組織の再編による一時的なまちづくり活動の推進と、地区別行動計画の策定による、計画的なまちづくり活動の推進により、まちづくり活動の活性化に向けた地区の取組が進められた段階で、包括的な補助金制度について導入を検討していきます。
 - (4) 位置づけの明確化 ~ 地域コミュニティを推進する条例等の制定 ~
 - 地域コミュニティを推進する条例を制定し、まちづくり活動の理念、新しいまちづくり組織の役割などを示して、「地区のまちづくり活動の位置づけ」を明確にします。
- 2. ひとづくり**
- (1) 人材育成・発掘
 - 地区まちづくり活動に積極的に参画し、主体的に行動できるような人材を育成、発掘していくために、地区が主催するひとづくり事業の支援を行うとともに、地区住民にとって利用しやすく効果的な講座や研修の企画を紹介するなど、様々な年齢層がまちづくり活動に参画できるよう促していきます。
 - (2) 市職員の参画推進 ~ 「まちづくり地区担当班」制度の見直し ~
 - 地区在住の市職員による「まちづくり地区担当班」について、位置づけや役割を再確認して整理するとともに、行政職員としての知識を地区まちづくり活動に活かしていくため、職員研修制度の充実を図っていきます。
- 3. 活動の場・連携**
- (1) 活動の場の充実
 - 地区まちづくり活動の拠点となる地区まちづくりセンターの施設整備の推進と、地区まちづくりセンター職員による人的支援の充実を図っていくとともに、まちづくり活動のポータルサイトや地域SNS等のICTを活用した新たなまちづくり活動の場の拡大について調査研究を進めます。
 - (2) 連携の促進
 - 新しいまちづくり組織への移行が進んだ段階で、地区間連携を促進していくとともに、新しいまちづくり組織が市民活動団体や企業と様々な面での連携が促進されるよう支援を進めます。
 - 地区の課題を円滑に解決する手段としてや、行政からの補助金に頼らない資金運営を進めるきっかけとして、コミュニティビジネスの先進事例等を情報提供して、起業や運営の支援制度について調査研究を進めます。

地域のかこぶ増進計画（富士市まちづくり活動推進計画）の実施計画（工程表）

基本指針	計画の視点	具体的な方策	所管課	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり	計画推進体制	各地区団体の所管課で庁内推進委員会の設置	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	設置	具体的な方策の進捗状況を検証しながら、各地区団体の連携強化（組織の再編）・包括的な補助金制度への移行を段階的に推進する。				
	組織の充実	組織の再編 -新しいまちづくり組織（仮称「まちづくり協議会」）-	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	地区説明 （規約等の提示）	設立準備	設立	部会制の導入による地区団体の連携を強化		
		組織の位置づけ -コミュニティを推進する条例の制定-	まちづくり課 まちづくりセンター	条例案の作成	条例制定 手続き	条例制定	まちづくりセンターによる組織運営の支援		
	実施事業 活動資金	計画的な事業実施 -地区別行動計画の策定-	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	計画策定支援策の検討	地区説明	行動計画の策定	行動計画に基づく事業実施・必要に応じ事業計画の見直し		
		行政からの支出金の見直し -包括的な補助金制度-	まちづくり課 まちづくりセンター 地区団体所管課	補助金制度の調査・研究・制度設計	要綱案作成等	地区説明 支援策予算化	補助金申請・実績報告 （アドバイザー派遣等）	まちづくりセンターによる支援	
	ひとづくり	地区住民主体のひとづくり事業	まちづくり課 まちづくりセンター	行政と地区住民が連携した事業運営	まちづくりセンターによる支援 運営経費の予算措置		地区住民主体による事業運営 新たな補助金制度の導入		
		地区まちづくりセンター 主催事業によるひとづくり事業	まちづくり課 まちづくりセンター 社会教育課	地域行動学科（人材育成講座）の企画・運営					
		多様なひとづくり事業	まちづくり課 まちづくりセンター 男女共同参画課 市民協働課 社会教育課	女性・若年層・シニア層をターゲットにした事業の実施					
		各種研修等の活用	まちづくり課 まちづくりセンター	まちづくりに関する研修等の情報提供・研修等の参加への補助制度検討・まちづくり活動に関する資格認定制度の調査研究					
	活動の場 連携	市職員の参画推進 -「まちづくり地区担当班」制度の見直し- ①位置づけ・役割の明確化 ②職員研修制度の充実	まちづくり課 まちづくりセンター 人事課	先進事例の調査・研究 計画内容の周知	マニュアル等の作成 職員研修の企画・実施	制度の導入・職員への周知 職員研修の企画・実施	新しい制度による活動 職員研修の企画・実施	新しい制度による活動 職員研修の企画・実施	
地区まちづくりセンターの機能充実 施設整備 人的支援		まちづくり課 まちづくりセンター	計画的な改築事業の推進、ユニバーサルデザイン化・まちづくり室の整備・ICT環境の検討等 まちづくり活動支援マニュアルの整備・職場研修の充実等		職場研修の充実・職員自己啓発等				
ICTの活用促進 地域ポータルサイト・SNSの導入		まちづくり課 まちづくりセンター 情報政策課 広報広聴課	先進事例（ポータルサイト・SNS等）の調査	導入システムの検討	予算要求	地区説明・操作研修（人材育成） システム設計委託・導入準備	本格導入・操作研修 システムの本格運用		
地区間連携促進 まちづくり組織の連合会（連絡会）の設立		まちづくり課 まちづくりセンター	設立準備	設立	定期的な連合会（連絡会）の開催・情報交換 連合会（連絡会）組織の運営支援				
市民活動団体・事業者との連携 情報提供（講座・研修） 情報交換（マッチング） 職員研修（人材育成）		まちづくり課 まちづくりセンター 市民協働課 工業振興課	先進事例等の調査研究		新しいまちづくり組織で市民活動団体・事業者との連携促進 情報提供・情報交換・職員研修等の事業実施				
コミュニティビジネスの支援		まちづくり課 まちづくりセンター 市民協働課 工業振興課	コミュニティビジネス運営支援の調査研究（情報提供・啓発事業・起業費用の補助・貸付制度・専用相談窓口等） コミュニティビジネスの啓発・情報提供事業の実施						

5年間の事業実施状況の確認・検証を行い、事業実施計画を更新